平成２２年（フ）第１１４号
山口県岩国市牛野谷町３丁目89番12号
債務者　上杉　　薫
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１１９号
山口県岩国市牛野谷町３丁目20番29号
債務者　小松　賢治
1　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第３４１号
香川県高松市国分寺町国分785番地１プラザ・アンジェロ101号室
債務者　菅　知志男
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第７１３号
高知市一宮南町１丁目11番20号　清遠ビル３Ｆ中
債務者　恒石　佐代
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７１５号
高知県香南市赤岡町1428番地33　県営住宅別所山団地Ｒ１―14号
債務者　近森　優子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７２８号
高知市中久万304番地
債務者　堀淵　正博
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第７３１号
高知市鴨部874番地28
債務者　旭　　剛
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４３号
福岡県田川郡福智町弁城2640番地１
債務者　角田　行雄
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１４８号
福岡県田川市大字伊田4978番地
債務者　高津　惠子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第１４９号
福岡県田川市大字伊田4978番地
債務者　塚本麻依子（旧姓高津）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第６４号
熊本県天草市五和町鬼池1112番地
債務者　尾下　澄幸
1　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　熊本地方裁判所天草支部

平成２２年（フ）第７４号
大分県豊後高田市是永町189番地１
債務者　山田　　薫（旧姓安部・岩永）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第９０号
大分県中津市大字中殿503番地９　エムズフジタビル503
債務者　川越　寛子（旧姓佐竹・里村）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７９号
宮崎県児湯郡新富町大字新田19347番地３
債務者　桝田　和子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４３６号
宮崎市高岡町浦之名3913番地、前住所神奈川県三浦市三崎町諸磯28番地　正菊荘
債務者　宮田　信一
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２１号
宮崎県延岡市土々呂町４丁目4236番地、住民票上の住所宮崎県延岡市土々呂町４丁目4235番地１
債務者　栗原加米子
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２４４号
宮崎県延岡市北浦町三川内4528番地
債務者　宮原　美希（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第２４５号
宮崎県日向市都町４番12号
債務者　髙尾　朱美
1　決定年月日時　平成22年11月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月４日まで　宮崎地方裁判所延岡支部